

# 福島の今と エネルギー の未来

2016-2017

## 目次

福島原発事故の被害の実態	2
「復興」の名のもとで～避難指示の打ち切りと帰還促進	4
住宅提供の打ち切りと追いつめられる避難者たち	6
子どもたちの甲状腺がんの状況 肺転移など深刻な症状も	8
保養の取り組みから～求められる国家としての政策～	10
放射性物質を全国に？－除染土再利用方針	12
電力自由化から1年～パワーシフトはどこまで進んだ？	14
廃炉費用をみんなで負担？ 事業者責任はどこへ	16
どうなる？エネルギー基本計画	18
国際的な脱原発の流れと日本の原発輸出	20
2016年度主な出来事と FoE Japan の活動	23

## 福島原発事故の被害の実態

### 長引く被害

2011年3月11日の東日本大震災に端を発した東京電力福島第一原発事故により、大量の放射性物質が放出され、東日本の広い範囲が汚染された。

初期段階で放出された放射性物質の量は、放射性核種や評価機関によってさまざまだが、セシウム137については評価機関によって異なるが6~37ペタベクレルで（ペタ=1000兆）、広島に投下された原爆の60倍以上となっている<sup>1</sup>。

偏西風のため放射性物質の大半は海洋に流れた。しかしめまぐるしく変わる風により、放射性物質は内陸に、また県境を越えて運ばれた。とりわけ、3月15日、放射性物質を含んだ放射性雲が、飯館村、伊達市、福島市、郡山市の各地を通過し、雨や雪で地上に降下し土壌に沈着した。これによって長く続く汚染がもたらされた。

福島原発事故後、16万人以上もの人々が故郷を離れ、避難を強いられた。現在もお、福島県からの避難者だけで約8万3,000人が避難生活を強いられている（2016年11月現在）<sup>2</sup>。福島県外からも多くの人たちが避難した。

福島県における震災関連死は、被災3県の中で突出している。原発事故による長引く避難による心身への負担、生きがいの喪失にあるのではないかとみられている<sup>3</sup>。

### 失われた「ふるさと」のかたち

2016年12月、経済産業省のもとに設けられた「東京電力改革・1F問題委員会」は、福島第一原発の事故に関連した賠償・廃炉・除染の費用が21.5兆円に達すると発表。2014年1月に示した従来見通しの11兆円からわずか3年間で倍増した。

しかし、被害は多岐にわたり複層的であり、すべてを貨幣換算することは不可能だ。

汚染、ふるさと・人のつながり・生きがいの喪失、農林水産業をはじめとする産業への被害、さまざまな形での分断、被ばくとそれに伴う健康リスクの増大…。

人々の生活スタイルや文化は大きな影響を受けた。季節折々の山菜や野草、きのこ、川魚などをとり、それを家族で、または近所の人たちとわかちあうといったふるさとの生活がなくなってしまった。

浪江町南津島から避難している今野秀則さんは次のように語る<sup>4</sup>。

「地域の絆、慣れ親しんだ山野、それと一体となった生活空間が失われてしまいました。田畑などの生活基盤、幼いころに遊んだ山や川、親戚・友人・親戚との親しい付き合い、思い出のつまった古い家、これら一切にまつわる記憶などすべてを奪われました。人間が人間として生きているその土台がなくなってしまったのです。」

南相馬市のある住民は以下のように証言する<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 原子力市民委員会編「原発ゼロ社会への道——市民がつくる脱原子力政策大綱」（2014年4月12日）

<sup>2</sup> 福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1673報）」

<sup>3</sup> 毎日新聞2015年12月28日付「福島「震災関連死」2000人超える 原発避難長期化」

<sup>4</sup> 2016年12月17日、原子力市民委員会第一分會メンバーによる聴き取りにて。

<sup>5</sup> 南相馬避難20ミリシーベルト撤回訴訟原告・準備書面（7）第5回口頭弁論期日（2016年9月28日）

「山菜やキノコも採れなくなっていました。真野川は清流で、春はアカハラ（ハヤ）という魚を捕って友だちに分けていたりしました。夏は鮎、10月ぐらいになるとモズクガニが採れました。…冬はイノシシを捕ります。こうした自然の恵みも、お裾分けを通じたコミュニケーションもすべてなくなっていました」。

現在、国による帰還政策が進められ、避難指示が次々に解除されている。帰還する人の割合は自治体によって異なるが、決して高くなく<sup>6</sup>、若い世代はほとんど帰還しない。過疎化と高齢化が一気に進む。メガソーラーやフレコンバッグの山により、里山の景観が激変した場所も少なくない。

## 政策による被害

福島第一原発事故後の直接の被害に加え、政策の失敗による被害も大きいものと考えられる。もっとも顕著なものが避難・帰還政策だ。

事故後、政府は年間積算線量 20 ミリシーベルトを避難の基準とした。

ICRP（国際放射線防護防護委員会）勧告に基づく公衆の被ばく限度は年 1 ミリシーベルトであり、これは原子炉等規制法など日本の国内法令にも反映されている。また、放射線管理区域は労働法規により、18 才未満の労働や子どもを含む一般人の立ち入りは禁じられ、厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることのできる区域だが、ここでの基準は約年 5 ミリシーベルト相当とされている。以上のことから、この年 20 ミリシーベルト基準に関しては、高すぎるという批判があった。

年 20 ミリシーベルトで一律、「政府指示の避難区域」と「それ以外」に分けられ、政府指示の避難区域外からも、多くの人たちが子どもや家族を守りたい一心で、賠償のあてもなく、避難を強いられた。あたかも「逃げる必要もないのに勝手に逃げた人たち」というような社会的な空気にさらされ、自らの避難の正当性を自答自問しながら、孤立し、家族や友人らかも切り離されている人も少なくない。

### FoE Japan の活動～20 ミリシーベルトの撤回を求めて

2011 年以降、学校 20 ミリ基準撤回運動、区域外避難者に賠償を求めるための運動や政策決定者への働きかけ、「原発事故子ども・被災者支援法」の制定や実施、被害者の権利を求める請願署名活動などに取り組んできました。「原発事故被害者の救済を求める全国運動」や「南相馬避難 20 ミリシーベルト撤回訴訟 支援の会」の事務局として、運動を推進しています。



<sup>6</sup> 2017 年 2 月 18 日付東京新聞によれば、帰還した住民の割合は、田村市 72%、楡葉町 11%、葛尾村 9%、川内村 21%、南相馬市 14%。

## 「復興」の名のもとで～避難指示の打ち切りと帰還促進

### 帰還促進政策

2015年6月12日、政府は「居住制限区域」(23,000人)、「避難指示解除準備区域」(31,800人)を、遅くとも2017年3月までに解除する方針を決定した。精神的賠償の支払いは2018年3月で一律終了する。これに基づき、すでに田村市都路地区、南相馬小高地区、川内村、楢葉町、葛尾村の避難指示区域(帰還困難区域を除く)が解除され、今年3月31日および4月1日には、浪江町、川俣町、飯館村が解除となる。

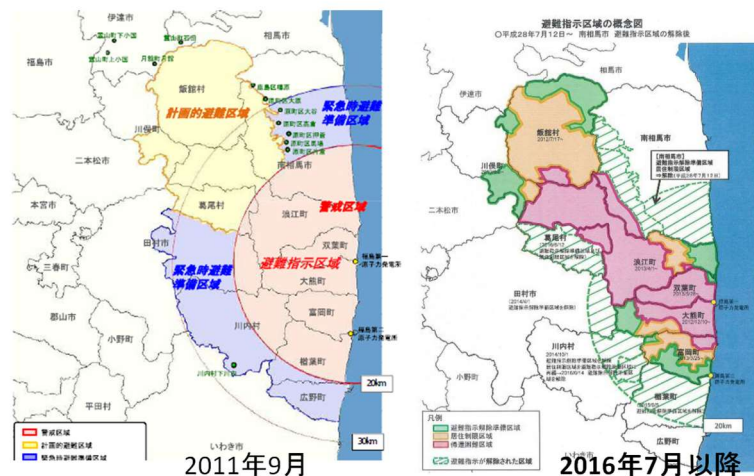


図 避難指示区域の変遷

しかし、これらの政策立案にあたって、避難者の意見は反映されていない。

### 多くが、「戻らない」「判断つかない」

復興庁や関連自治体が避難区域の住民を対象に実施している、帰還に関する意向調査によれば、自治体によるばらつきもあるが、避難区域内の多くの住民が「戻らない」、「まだ判断がつかない」としている。

2017年4月1日に避難指示解除が決まった富岡町では、2016年10月に発表された政府の意向調査(回答率46.3%)によれば、「戻りたいと考えている」は全体の16%。この割合は高齢者ほど高い。一方、「戻らないと決めている」は30代が最多。

「戻りたい」のうち、「時期は決めていないがいずれはもどりたい」が37.5%。さらに、解除後すぐに帰還する世帯の構成は、1～2人世帯がほとんどだ。

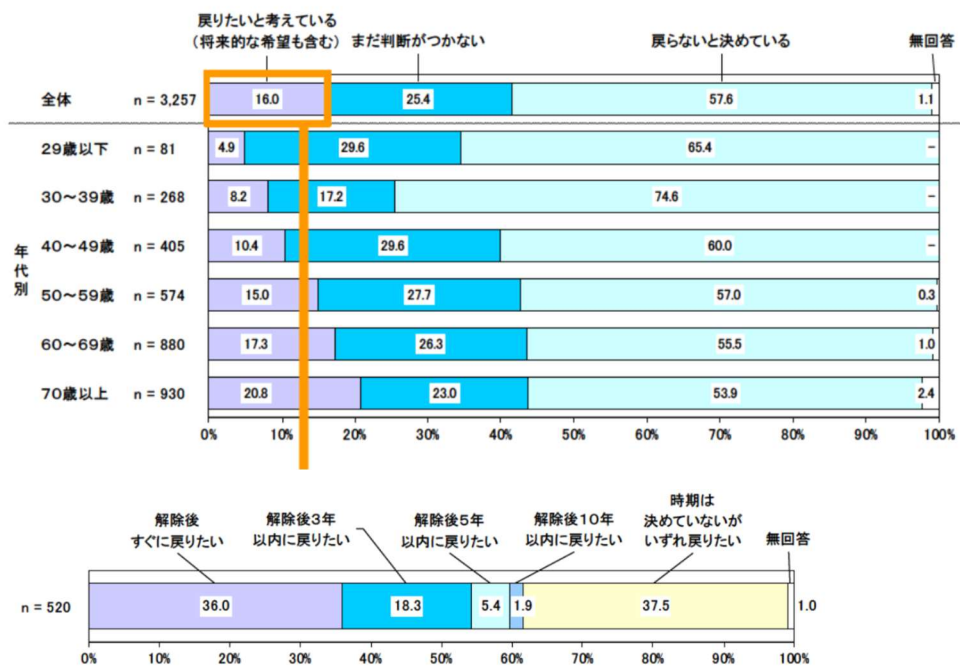
「帰還の判断がつかない」あるいは「戻らないと決めている」理由として「原子力発電所の安全性に不安があるから」「医療環境に不安があるから」「家が汚染劣化し、住める状況ではないから」などが上位にあがっている。

避難指示を解除しても、空き家が多く、高齢者がぼつんぼつんと住み、あとは廃炉など作業員や東電関係者が暮らすといった状況がみえてくる。

町民のかかえる思いは複雑だ<sup>7</sup>。

「子どもを育て上げるまでは避難をする。いまの富岡は、子どもが暮らせるような線量ではないと思う。しかし、いずれは思い出のつまった富岡に戻りたい」とある母親。

<sup>7</sup> 原子力市民委員会第一部会が2017年2月に実施した聴き取りおよび富岡町訪問調査による。



復興庁「帰還に関する意向調査 調査結果（速報版）」平成 28 年 10 月 25 日

「先祖伝来築き上げてきたものを守りたい。帰還したい」というご夫婦もいた。しかし、後継ぎの息子たちは帰って来ない。それぞれ避難先に定住を決め、新しい道を歩み始めたという。「帰っても農業はできない。田んぼを太陽光発電用に 20 年間貸す契約を結んでしまった。景観はがらりと変わってしまった」

## 住民の参加のもとに、政策を見直すべき

避難指示解除についての説明会では、多くの人たちが、「解除は時期尚早」「解除すべきではない」と発言している。一方で、生きがいがなくなり、狭い仮設住宅でじっとしている高齢者もいる。これ以上の「避難」は限界と感じている人も多い。

政府は、避難指示の解除の要件として、①年間積算線量が 20mSv 以下になることが確実であること、②生活インフラが復旧していること、③県、市町村、住民との十分な協議――を挙げている。①については、前述のように大きな議論がある。③については、解除についての意見を住民に問うことはせず、反対意見が多くても解除を進めている<sup>8</sup>。

現在の拙速な、帰還促進政策は、被ばくのリスクを度外視しており、住民の意見をきいていないとともに、現実在即したものであるかについても疑問である。一度立ち止まり、被害者の参加をえたうえで、幅広い議論を行い構築しなおす必要がある。

<sup>8</sup> 「説明であって協議の場ではない」という現地対策本部の参事官の発言も明らかになっている。平成 26 年 4 月 16 日の南内閣府と南相馬市との会合において。南相馬・避難 20 ミリシーベルト撤回訴訟の弁護団による南相馬市への情報開示請求によって明らかになった。



## 住宅提供の打ち切りと追いつめられる避難者たち

避難者の多くが、災害救助法に基づく借上住宅制度（みなし仮設）を利用して生活をしている。この制度に基づく住宅供与の打ち切りが2017年3月に迫っている。打ち切りの対象は、政府指示の避難区域以外の避難者（いわゆる自主的避難者）約2万6,000人。ただし、これらの数字については、自治体ごとの把握方法に差異があり、正確ではない。県別や住宅種別のデータは明らかになっていない。

子どもや家族を守るため、賠償も支援もなく避難を決断した人が多い。2011年12月、ようやく認められた賠償も一律少額で、避難に係る経費をカバーするには程遠い額であった。孤立し、困窮化しているケースも多い。中には、高齢者、障がい者を抱えている人や、シングルマザーで頼る人がいないという人もいる。

### 5割以上が避難継続希望、多くが住宅決まらず

自主的避難者にとって唯一の公的な支援である住宅供与の打ち切りは、避難者にとっては、生活の基盤を奪われるものだ。

福島県が2016年1月～3月に実施した「住まいに関する意向調査」（対象世帯12,436世帯 回答率59.7%）では、県外避難者の5割以上が避難継続を希望、77.7%が2017年4月以降の住宅が決まっていないという結果だった。その後、福島県は、避難者の戸別訪問を実施。「決まっていない」割合は減少したと説明している。しかし、3月に退去することは決めているが、引っ越し先は決まっていない人を「ある程度確定」にカウントしているなど、実態は過小評価されている恐れがある。

福島県中通り、浜通りでは避難区域の外であっても、放射線管理区域相当（4万Bq/m<sup>2</sup>以上）の土壤汚染がいまだに広い範囲で確認されている。放射線管理区域は、原発や病院、研究所など放射線を扱う施設において、訓練を受けた放射線業務従事者が限られた時間しか滞在をゆるさされていない区域だ。

「まだまだ帰れる状況ではない」「必死に避難して、ようやく慣れてきたばかりなのに」というのが避難者の本音である。

「賠償をもらっているんだろう」「いつまで甘えるつもりなんだ」といった、避難者に対する周辺は無理解もある。とりわけ避難世帯の子どもに対するいじめ問題が各地で表面化し、避難者をさらに追いつめている。

### 自治体による対応

こうした中、人道的立場から独自の支援策をとる自治体もでてきている。

鳥取県は平成31年3月まで県営住宅等の提供を延長。山形県は、民間借り上げ住宅の入居期間を1年延長、県内での転居費用を最大5万円補助（条件なし）、県職員公舎50戸を2019年3月まで無償提供。札幌市は市営住宅の提供を1年延長。新潟県は公営住宅への引越し代支援および民間住宅の家賃補助の上乗せを打ち出した。

埼玉県は自主避難者がだれでも応募できる公営住宅を50戸用意（条例改正で、収入要件、同居要件の撤廃を行った）。他に県営住宅の自主避難者特別枠を100戸用意した。

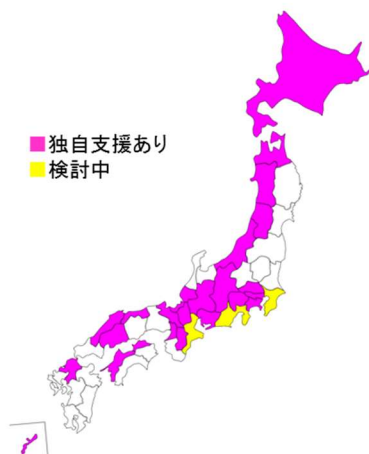
また、県の管理以外の市町村会議、宅建協会にも「県の方針」を伝え、追い出しをできるだけしないよう通知。敷金礼金についての配慮を求めた<sup>9</sup>。

打ち切り対象避難者が717世帯と最も多い東京都は、都営住宅の専用枠を300戸設けた。ただし、要件をとりはらった埼玉県とは対照的に、世帯要件、所得要件などが細かく設定されており、要件を満たした応募数が192世帯のみ。

「避難の協同センター」では、国に対して、現行の住宅供与の延長や抜本的な避難者への住宅支援を求めるとともに、自治体ごとのきめ細かい避難者の把握や支援を働きかけている。

国が動かない今、各地の自治体と連携して、避難者の孤立・困窮化を防ぎ、あたたかく支えあう社会をつくっていくことが求められている。

## 自治体による原発事故避難者の住宅に関する独自支援



支援例	自治体名
現在の公営住宅(無償)の入居期限の延長	北海道、札幌市、京都府、伊勢市、鳥取県、鳥取市、米子市など
新たに、公営住宅の無償提供	山形県など
公営住宅の「優先枠」「専用枠」の設定	東京都、埼玉県など
引っ越し費用の補助	秋田県、山形県、新潟県など
家賃補助	新潟県、沖縄県など

地図:「自主避難 住宅支援に差」読売新聞2017年1月4日より作成  
表:福島県資料などにより作成

### FoE Japan の取り組み～被害者の声を国へ、自治体へ

避難者や支援者をつながりあいながら、行政や自治体への要請行動や記者会見などを通じて、被害者の声の可視化に取り組んでいます。

2015年5月に、福島県による住宅提供の打ち切りが明らかになってからは、避難者のみなさんとともに、国や福島県に何度も要請を行い、メディアへの情報提供に取り組みました。

「原発事故被害者の救済を求める全国運動」では、住宅支援の打ち切り撤回を求め、30万筆以上の署名を国会に提出。また、2016年7月に設立された「避難の協同センター」では、設立準備からかかりました。同センターでは、避難者への相談業務や自治体交渉などに取り組んでいます。



<sup>9</sup> SAFLAN (福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク) 調べ。

## 子どもたちの甲状腺がんの状況 肺転移など深刻な症状も

### 甲状腺がん、または疑い 183 人に

2017年2月20日までに福島県県民健康調査委員会で公表された資料によれば、福島県で事故当時18歳以下の子どもたちで甲状腺がん悪性または疑いと診断された子どもたちの数は184人、手術し、がんと確定した子どもたちは145人になる。2014年から始まった2巡目検査で甲状腺がんまたは疑いとされた子どもたちは69人。このうち1巡目の検査で、A判定（結節ものう胞もなしか、もしくは5mm以下の結節、20mm以下ののう胞）とされた子どもたち63人含まれている。

	対象者数、受診者数	甲状腺がん又は疑い	手術後確定	備考
一巡目検査(2011～2013年)	対象: 367,672人 受診者300,476人 (受診率81.7%)	115	101	手術例101例、良性1人、乳頭がん97人、低分化がん3人
二巡目検査(2014～2015年)	対象: 381,282人 受診者270,489人 (受診率70.9%)	69	44	がんまたは疑いの69人のうち、前回A判定は63人。
合計		184	145	

2017年2月20日までの福島県県民健康調査委員会による発表をもとに作成

### スクリーニング効果？

一斉に検査を行うことにより、潜在的に持っている病気が発見される効果を「スクリーニング効果」という。

国立がんセンターの推計によれば、2010年時点の福島県の18歳以下の甲状腺がん有病者数（自覚症状等がなくまだ発見されていない潜在的なものも含めて実際に病気を持っている数）は、2.0人。

福島県県民健康調査検討委員会の甲状腺検査評価部会では、2015年5月18日の委員会において、一巡目の検査について「わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い」とする中間取りまとめを行っている。すなわち、県の公的な委員会でも、「事故の影響は考えづらい」としながらも、スクリーニング効果を加味しても甲状腺がんが「多く発生している」としている。

### 転移や浸潤も

一部の専門家たちは甲状腺がんが多く見出されている理由として、「過剰診断論」を唱えている。「過剰診断」とは、ここでは「生命予後を脅かしたり症状をもたらしたりしないようながんの診断」をさす。すなわち、大したがんでもないのに、「甲状腺がん」と診断し、手術を行うことをさす。



しかし、2014年8月31日公開された、手術を受けた子どもたち96人の症例について、福島県立医大(当時)の鈴木眞一教授によるペーパーによると、リンパ節転移が72例にのぼること、リンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移などのいずれかに該当する症例が92%にのぼる。県民健康調査委員会の清水一雄委員も「医大の手術は適切に選択されている」と述べている。鈴木眞一教授は、甲状腺がん検査の責任者として、手術を受けた患者は「臨床的に明らかに声がかすれる人、リンパ節転移などがほとんど」として、「放置できるものではない」としていた。

## 福島県外でも重症例

福島県外でも甲状腺がんが重症化している子どもたちがいることがわかってきた。

「3・11甲状腺がん子ども基金」(代表: 崎山比早子氏)は、2016年12月から、東日本の15の都県における25歳以下の甲状腺がんの患者たちへの療養費給付事業を始めた。2017年1月までに発表された給付対象は、福島県および近隣県・関東の患者53人(うち福島県内が41人、福島県外が12人)。福島県外では、検診体制が不十分なため発見が遅くなり、肺転移など重症化しているケースが目立っている。

現在、子どもたちの甲状腺の一斉検査が行われているのは福島県だけ。県外では、個々の自治体や民間団体による自主検診が行われているにすぎない。

同基金の崎山代表は、「検査を縮小するという話があるが、実態をみればむしろ逆。拡大・充実させ、早期発見・早期治療に努めるべき」とコメントしている。



3・11甲状腺がん子ども基金による記者会見

### 政策提言から直接支援へ～「3・11甲状腺がん子ども基金」

FoE Japan は、放射線被ばくと健康管理のあり方に関して、専門家や市民団体とつながりながら、情報収集・整理・政策提言に取り組んできました。

とりわけ、健診や医療費の減免を定めた「原発事故子ども・被災者支援法」13条の具体化、健診の拡充を求めて、さまざまな手段で政府を動かそうとしてきました。

しかし、政府の立場は、福島原発事故による放射線被ばくの健康影響は、他の要因に隠れてしまうほど小さいというものであり、それを変えようとはしませんでした。

こうした状況の中、FoE Japan はこの問題になんとか取り組みたいという人々と準備会合を繰り返し、「3・11甲状腺がん子ども基金」が立ち上がりました。

甲状腺がんの子ども等への支援および原発事故による健康被害状況の調査・把握を行うことが目的です。代表は元国会事故調委員の崎山比早子さん。副代表は、福島原発告訴団の武藤類子さんと弁護士の海渡雄一さん。理事は、弁護士の河合弘之さん、「チェルノブイリ」女性ネットワークの吉田由布子さん、FoE Japan の満田夏花。松本市長の菅谷昭さんにも何度かご相談にいき、特別顧問になっていただきました。

## 保養の取り組みから～求められる国家としての政策～

福島第一原発事故以後、子どもたちを一時的に放射能汚染が少ない地域に受け入れる「保養」が、さまざまな団体で取り組まれている。「保養」は、放射能汚染に不安を抱えながらも、避難・移住が困難な子どもと保護者の選択肢として、いまもニーズが高い。

### 明らかになった保養の実態

日本では、保養は各地の民間団体が実施していたため、その全貌はあきらかではなかった。このため、2015年全国の主だった保養団体が集まり、自分たちの手でアンケートを実施することになった。リフレッシュサポートと311受入全国協議会保養促進ワーキンググループが「保養活動」の実施団体を対象に2014年11月1日から2015年10月31日までアンケートを実施。234団体のうち、107団体より回答があった（回収率45.7%）（報告書 <http://www.311ukeire.net/img/chousa.pdf>）

以下、その概要を紹介する。

#### ①寄付金頼みの保養

29都道府県で保養が実施されている、69%が任意団体。中心となって保養団体を運営するスタッフの数は、1団体あたり5～10人が最も多く、有給スタッフを持たない団体が69%。収入は、71%が寄付金で最も多くを占めていた。寄付金収入は年々減少の傾向にある。支出については、参加者の交通費が40%と一番大きな割合を占めた。

#### ②保養日数は平均5.3日、9,000人強を受け入れ

1プログラムあたりの平均参加者数は27.2人であり、平均滞在日数は5.3日であった。107団体で9,000人強を受け入れていた。全国で234団体以上が保養を行っていることと、リピーターを考慮すると、2014年11月1日から2015年10月31日の間に、約15,000人以上が保養に行くと推測される。一人あたりの受け入れにかかる費用が直接費・間接費含めて、1プログラムあたり平均70,391円<sup>10</sup>。

#### ③資金不足・スタッフ不足が課題

保養団体の抱える主要な課題として、最も多かったのが、「活動のための資金が不足している」、次いで「スタッフの人数が不足している」。他方で、「国や自治体で保養を行ってほしい」という希望が突出して多かった。

### チェルノブイリとの比較

チェルノブイリ原発事故後30年経過した今も、ベラルーシ、ウクライナの汚染地域では、18歳までの子どもたちが3週間の保養に参加する権利を有している。

2010年、ベラルーシでは対象人数15万人中10万人が保養に参加、ウクライナでも対象15万人中5万人が3週間の保養に参加していると言われている。ウクライナにおける保養は、国家政策として実施されており、専門家や若手の教育大学出身者が、仕事

<sup>10</sup> FoE Japan が実施する「福島ぼかぼかプロジェクト」は、ぼかぼかハウスの維持費も含め、年間予算約500万円で約250人を受け入れている（一人一滞在当たり約2万円）。これは、保養場所が近い事、食材支援を受けていることなどから費用を抑えられているものと考えられる。

として子どもに関わる。また、「保養庁」が存在し、全国の州に対しどんな保養が必要かニーズ調査を行い、プログラム内容や人数を決めて、入札を行う。

一方で、日本における保養は民間が細々と実施しているに過ぎない。

## 国家政策としての位置づけの必要性

現在、避難指示の解除が進められており、区域外避難者（自主避難者）の借り上げ住宅の無償提供も2017年3月で打ち切られる。こうした状況のなか、不安を抱えたまま帰還せざるをえない保護者から「帰還しても保養へ行きたい」という問い合わせが、数多く寄せられている。

「原発事故・子ども被災者支援法」の基本方針に盛り込まれて予算化した「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」は、6泊7日以上、福島県内に団体を持つなど、県外保養団体には非常にハードルが高い。

原発事故から6年を経て、被ばく低減の具体的な政策の一つとして、保養を政策に位置付ける必要が高まっている。

### FoE Japan の取り組み～福島ぽかぽかプロジェクト

FoE Japan は、原発事故直後から、避難基準として採用された年20ミリシーベルトは撤回し、少なくとも公衆の被ばく限度「年1mSv」以上の地域については、避難してもとどまっても支援・賠償が受けられる「選択的避難区域」を設けて、幅広く「避難の権利」を認めるべきであるとし、運動を展開してきました。しかし、日本政府は「年20mSv以下の地域では避難の必要はない」という方針を変えず、結果として、避難したくてもさまざまな理由で難できない人たちが取り残されてしまうという自体が生まれました。こうした事態を受け、FoE Japan は、他団体と協力して2012年1月より「福島ぽかぽかプロジェクト」という週末保養プログラムを開始した。



2013年4月より、拠点を土湯温泉から猪苗代に移し、対象を福島県全域に広げた。現在、猪苗代での週末保養・千葉県南房総での春・夏の長期保養を含め、年10回～12回保養プログラムを実施しています。2013年からの参加者は累計780人となりました。2015年1月より、猪苗代での保養の拠点にしてきた元ペンションをFoE Japan が借り受け、「ぽかぽかハウス」として、他団体の保養プログラムの場所としても活用しています。

現在では、「ぽかぽかプロジェクト」に参加した子どもたちが成長し、高校生ボランティアとして関わっています。2016年4月には、高校生たちがドイツに滞在し、ドイツやベラルーシの若者たちと交流するなど、子どもたちが視野を広げ、生きる力を身につける場所ともなっています。

（「福島ぽかぽかプロジェクト」ブログ <http://ameblo.jp/pokapro/>）

## 放射性物質を全国に？－除染土再利用方針

### 従来基準の 80 倍

環境省「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」は、2016年初頭、東京電力福島第1原発事故後の除染で出た汚染土に関し、8,000ベクレル/kg以下の汚染土を、覆土などをしたうえで、全国の公共事業で利用できる方針を固め、再利用にあたっての用途別や工事期間別の濃度などの基本的考え方を発表した。

この検討会は、最大2200万m<sup>3</sup>と推計されている除染土や除染廃棄物の減容・再利用を目的として設置された。除染廃棄物は、福島第一原発周囲に建設する中間貯蔵施設で最長30年間保管し、その後、県外に運んで最終処分する計画となっている。しかし、処分場確保が難しく、環境省は減量が不可欠としている。そのために、公共事業への再利用の案が浮上した。

しかし、従来、原子炉等規制法に基づく規則においては、100ベクレル/kg以上のものは、「放射性廃棄物」として敷地内で管理されてきた。今回の環境省方針は、この80倍のレベルのものを公共事業に使うことに道をひらくものであり、「ダブルスタンダード」という批判が高まっている。

この「ダブル・スタンダード」問題は、2011年に制定された「放射性物質汚染対処特措法」にさかのぼる。いままで廃棄物処理法において、100ベクレル/kg以上のものは「放射性物質」として廃棄物の定義から除外していたのだが、8,000ベクレル/kgであれば通常のごみと同じように処分できるとした。これだけでも大問題なのだが、今回の環境省方針は、これをさらに押し進めて、公共事業において「再利用できる」としたものだ。

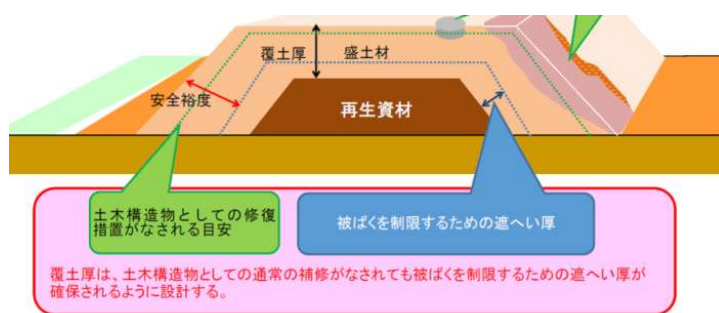
### どこで使われるのか？

公共事業の例として、道路・防潮堤・海岸防災林・土地造成・水面埋め立てなどがあげられている。

右のように構造材として使い、盛土などを行う。

どこで使われるのかは、実は決まっていない。受け入れ自治体があるかどうかもわからない。環境省の「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」には「経済的インセンティブ」と書かれており、交付金などの「アメ」をつけて利用を促すことをうかがわせる。

しかし、遮水構造になっている管理型の処分場も、周辺に汚染が浸出し、問題になることも多い。ましてや、河川の氾濫、地震や津波などの災害時には、崩落や流出な



図（環境省「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」資料より）



どが生じる。

## 懸念される汚染土壌の拡散

環境省「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」のもとに置かれた非公開のワーキンググループでは、①工事中に、一般公衆及び工事従事者に対する追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超えないこと、②道路などが完成したあと、一般公衆に対する追加的な被ばく線量が年間10マイクロシーベルトを超えないこと——を前提とし、それをクリアできる土壌汚染濃度と覆土の厚さを算出した（下表）。

たとえば、道路・堤防などの盛り土として使われる場合、アスファルトで被覆する場合、工事期間が1年の場合は6,000ベクレル/kg以下、50cm以上の被覆が必要とされている。

しかし、これは絵にかいた餅だ。災害などで道路が崩落することはいくらでもある。また、

6,000ベクレル/kgの除染土が法定の基準である100ベクレル/kgまで減衰するのにかかる年数は160年以上だが、盛り土の耐用年数は通常70年とされている。その後どうなるかは決まっていない。

実はこのワーキンググループは非公開である上に、そもそもの出発点が限りなくアライバイ作りのものだ。同じく毎日新聞のスクープで、座長の佐藤努北海道大教授氏が、8,000ベクレルを汚染土再利用の上限値とするための「理論武装」と発言したことが報じられていることからもうかがえる。

確かに大量の除染土の問題は深刻だ。しかし、だからといって、それを全国にばらまくことは、汚染物質は集中管理しなければならないという原則に反する。除染・帰還ありきの政策を見直し、除染のあり方について幅広い議論を行うことが求められている。

表 除染度などの再生利用の基準

用途先	遮へい条件	年間の再生資材利用作業期間に応じた再生利用可能濃度 (Bq/kg)※1			追加被ばく線量の更なる低減のために必要な覆土等の厚さ (cm)	
		6か月※2	9か月※2	1年※2		
盛り土	土砂やアスファルト等で被覆	8,000以下	8,000以下	6,000以下	50 cm以上	
	コンクリート等で被覆	8,000以下	8,000以下	6,000以下	50 cm以上	
	植栽された土砂で被覆	8,000以下	7,000以下	5,000以下	100 cm以上※3	
廃棄物処分場	中間覆土材	8,000以下	8,000以下	8,000以下	10 cm以上※4	
	最終覆土材	保護工(客土等)	8,000以下	7,000以下	5,000以下	30 cm以上※3
	土堰堤		8,000以下	8,000以下	8,000以下	30 cm以上

### FoE Japanの取り組み

～除染土再利用撤回を求める約2万8,000筆の署名を提出  
除染土再利用の問題について情報発信を行うとともに、撤回を求めて署名を呼びかけました。現在までに約2万8,000筆の署名を提出しました。また、3回にわたり、環境省・原子力規制庁と交渉を行いました。



## 電力自由化から1年～パワーシフトはどこまで進んだ？

### 電力会社の切り替えは進むか

2016年4月より、いよいよ電力小売全面自由化が始まった。震災・原発事故を受けて決まった電力システム改革の一つのステップであり、市民・消費者にとって大きな変化である。直前にはメディアでも大きく取り上げられ、大々的な広告宣伝やいくつもの比較サイトの登場など盛り上がったものの、2016年末では、電力会社を切り替えた人は4%程度と発表されている。しかしそのほとんどはガス会社や携帯電話会社など、安さをアピールする大手への切り替えである。

しかし再生可能エネルギーや地域貢献の視点で選択したい消費者にとってはどうだろうか。再生可能エネルギーを重視する事業者や地域の事業者も、当初は家庭向け販売を開始しているところは少なかった。1年してようやくその状況が変わりつつある。これから出てくる、地域電力会社も複数もあり、またすでに販売を開始していて、エリアを拡大するところもある。具体的な選択肢がようやく増えてきた2017年。行動に移すのはこれからだ。

### 競争で安さが求められると～セットで促進される石炭火力と原子力

電力自由化は、良いことばかりではない。登録小売電気事業者は2017年2月現在約380社登場しているが、競争が生まれることで、各社とも「少しでも安く」販売しようとし、そのために安価な電源を求める。電力システム改革の議論が始まった2012年以降、燃料費が安いとされる石炭火力発電の新規建設計画が相次いだ。2017年3月現在、46基（うち1基はすでに稼働）、2,160万kWもの計画が日本全国にひしめいている<sup>11</sup>。石炭火力発電は、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>やPM2.5の排出で大気汚染・健康影響が懸念される。高性能のフィルターを入れたとしてもゼロではない。また、温室効果ガス排出も、「高効率」といわれるものでも天然ガスの2倍以上である。

一方で、世界は、脱石炭、気候変動を止めるために省エネ・再生可能エネルギーの方向に動いている。2016年11月、パリ協定が発効し日本も批准している。パリ協定では、世界の気温上昇を2100年までに2°C未満、できれば1.5°C以下に抑えていくために、いま各国が出している目標を5年ごとに見直して強化することが合意されている。

仮に日本で40基以上の石炭火力発電所がこれから建設されるとすれば、この合意の方向に反する。そこで電力業界<sup>12</sup>は、「非化石電源」を活用し、発電1kWhあたりの温室効果ガスの排出係数を天然ガスと同等に抑えていくという目標を掲げている。

この「非化石電源」とは、再生可能エネルギーと原子力のことだ。この大義名分により、原子力の再稼働や40年超の運転も推進されようとしている。石炭火力発電の新規建設と原子力がセットで推進されるという構図が鮮明であり、パリ協定を受けて動く

<sup>11</sup> 「石炭火力発電所新設ウォッチ」 <http://sekitan.jp/plant-map/>

<sup>12</sup> 電気事業低炭素社会協議会、2015年2月発足。旧一般電気事業者のほか、電源開発、約30の大手新電力が参加。2016年2月に「低炭素社会実行計画」を策定。

世界の流れとはまったく逆行している。

## 各地にうまれる再エネ重視の電力会社

各地に続々と、再エネ重視の電力会社が登場している。自治体系、生協系、地域密着系、全国再エネ事業者系など多岐にわたり、それぞれユニークな工夫をしている。ただ現状、規模も宣伝力も大手とは圧倒的な差がある。

また再エネ重視の電力供給にはまだまだ大きな壁がある。

一つは再エネ調達に壁である。日本で再エネの設備要量はまだまだようやく増えてきたものの全体の7%ほど（2015年度、大型水力をのぞく）である。しかもそのほとんどを旧一般電気事業者が持っているため、再エネ新電力は調達に大変苦勞しているのが実情である。ビジョンを持ちながらも現状で再エネを十分に調達できていない会社も多数ある。

もう一つ、顧客獲得の壁がある。大々的な広告宣伝ができず、価格競争では大手にかなわない中、どう差別化するか。再エネを重視する顧客に出会うのは、通常は容易ではない。ほかにも、制度変更への対応や煩雑な手続き、家庭向け供給は利幅が薄いなかでどう利益を確保するか、など多くの困難の中で試行錯誤する電力会社が多くある。だからこそ、消費者、環境団体などが再エネ新電力を応援していくことが欠かせない。

**パワーシフト** 再エネ供給を目指す電力会社  
インタビューを紹介！  
<http://power-shift.org/choice>

**自治体電力会社**  
泉佐野電力 株式会社 中之条パワー  
みやま スマートエネルギー I.E. とっとり市民電力

**地域密着**  
水戸電力 愛知電力  
湘南電力 千葉電力  
SUKAGAWA GAS 太陽ガス  
DENKEN group 地域電力  
新電力おおい

**再エネ事業者 (地域横断) ほか**  
Loop みゆび電力  
しぶん電力 株式会社 みらい電力

**生協系**  
株式会社 生活クラブエナジー  
パルシステム電力  
トドック電力

### FoE Japan の取り組み～パワーシフトを推進

震災・原発事故を経て、「原発でない電気」「自然エネルギー」を選びたいというニーズは決して少数ではないはず。いかに情報を伝え、実際に切り替えに結びつけるかが、今問われています。FoE Japan は、環境団体や消費者団体、脱原発団体などと連携してパワーシフト・キャンペーンを運営しています。

再エネを重視する電力会社をウェブサイトでも詳しく紹介し、さまざまなメディアを通じて社会に発信。切り替えの促進を目指しています。2017年度は、企業や事業所のパワーシフトも進めていきたいと考えています。

持続可能な再エネ社会へのシフトを目指してー <http://power-shift.org>



## 廃炉費用をみんなで負担？ 事業者責任はどこへ

### 原子力の「事業環境整備」とは

これまで地域独占で特殊な経営をしてきた原子力事業者は、電力システム改革、電力自由化によって競争にさらされることとなった。2020年には規制料金もなくなり、これまで原子力事業を支えていた総括原価方式ではなく、自由競争のもとで小売料金が決められる。このことは「原子力をめぐる事業環境の変化」としてエネルギー政策の中でもたびたび述べられ、競争環境下での「事業環境整備」に関する議論が経済産業省を中心に行われている。すなわち、いかに国が関与して、原子力事業を支えていくか、自由競争のリスクから守っていくかということが具体化されようとしている。

2016年10月に使用済燃料再処理機構が設立されたのも、託送料金での原発事故賠償費用や廃炉費用の回収の議論がされたのもその流れである。

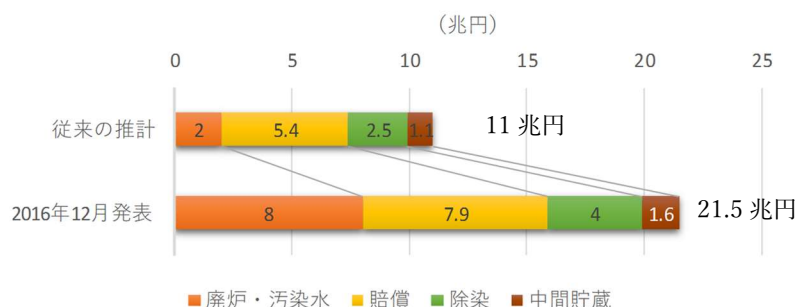
### 原子力の賠償・廃炉費用を託送料金に？

2016年夏、東京電力の事故賠償費用が膨大になることが明らかとなり、経済産業省のもとに「東京電力改革・1F問題委員会」（東電委員会）と「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」（貫徹委員会）の二つの委員会が設置された。

東電委員会で、事故処理・賠償費用の全体像が現在見積もれる範囲で少なくとも21.5兆円であると示され、貫徹委員会では、自由化後に電力会社だけでは負担しきれない事故賠償費用をどう回収するかが議論された。東電委員会については、開催自体を公表していない非公式の会合も開催されており、透明性の面からも問題視された。

2011年に原子力損害支援機構<sup>13</sup>が設立され、原子力事業者<sup>14</sup>が一般負担金という形で機構に積み立てをし、機構が東京電力に賠償金額を交付するという形となっている。原子力事業者は、電気料金で負担金分を回収している。しかし自由化で顧客が減少すれば、回収できる金額が減ってしまう。それをどうするのか。

結論は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構ができる前（2011年以前）にも、事故に備えて積み立てをしておくべきだった、その費用は全消費者が負担すべき」ということになった。一般負担金の「過去分」の一部、2.4兆円分を2020年以降（小売規制料金の撤廃後）、託送料金で回収できるという方針が12月下旬にまとめられた。パブリックコメントを経て「中間とりまとめ」となり、今後経済産業省令として施行される。



膨れ上がった福島第一原発 廃炉・賠償・除染等費用の試算

<sup>13</sup> 現：原子力損害賠償・廃炉等支援機構

<sup>14</sup> 原子力発電を持つ旧一般電気事業者（大手地域電力会社）。



## 責任はどこへ

大きな問題の一つは、東京電力が責任を取っていないということである。今まで原発で利益を得ていた、そして原発事故に責任のある東京電力の経営者、株主、そして債権者（金融機関）は実質的に責任を取っていない。このまま「国民負担」のしくみを作ってしまうと、「今後も大事故を起こしても国からの支援を受けられる。ならば事故対策よりも経済性を追求しよう」という悪しき先例となってしまう。また、「過去に積み立てておくべきであった損害賠償費用を、今から徴収する」という考え方自体、通常認められるものではない。

「中間とりまとめ」のパブリックコメントへの経産省回答にも、「本中間とりまとめで示された措置は当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく」とある。原則を曲げる「例外措置」を取るべきではなく、また今回の決定が原則からはずれていることを忘れてはならない。

二つ目は、電力システム改革の趣旨に反するということである。電力システム改革の趣旨は「発電」「送配電」「小売」を分離して自由・公平な競争を促進することである。特に送配電部門については、独立・中立・透明な運営が求められており、そのために親会社からの影響力行使を排除する必要があるとされる。その送配電部門で事故処理や賠償費用・廃炉費用を回収することは、これに反している。また事故処理費用については「東電の総力をあげて」とされているが、東京電力パワーグリッド（すでに分社化）は独立した運営をすべきであり、ここからの回収も同様に趣旨に反する。

## 社会の理解を得られていない

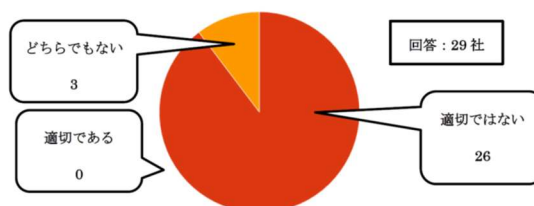
三つ目の問題は、国民、社会の理解を得られていないということだ。上記のように資本主義の原則に反する措置は、それ自体認められるものではない。また、これほど重要な問題であるにもかかわらず経済産業省令の改正で対応され、法律改正ではないため、国会での審議がない。与野党の国会議員からも異論が出ている。

新電力からも、多数の反対の声が上がっている。生協系はもちろん、自治体系や民間の会社でも、特に再生可能エネルギーを今後重視していきたい新電力から、特定の電源を国が保護するような方向に批判が上がっている。

### FoE Japan の取り組み～新電力各社の声を可視化

2016年9月、経産省の貫徹委員会発足時以来、議論をウォッチし、声明の発信や新電力各社へのアンケート調査を実施、反対の声を可視化し（右図）、メディアを通じて発信しました。

また、院内集会・政府交渉の実施や、チラシ配布やセミナーなどを通じてパブリックコメントの呼びかけなど活動しました。



# どうなる？エネルギー基本計画

## エネルギー基本計画とは

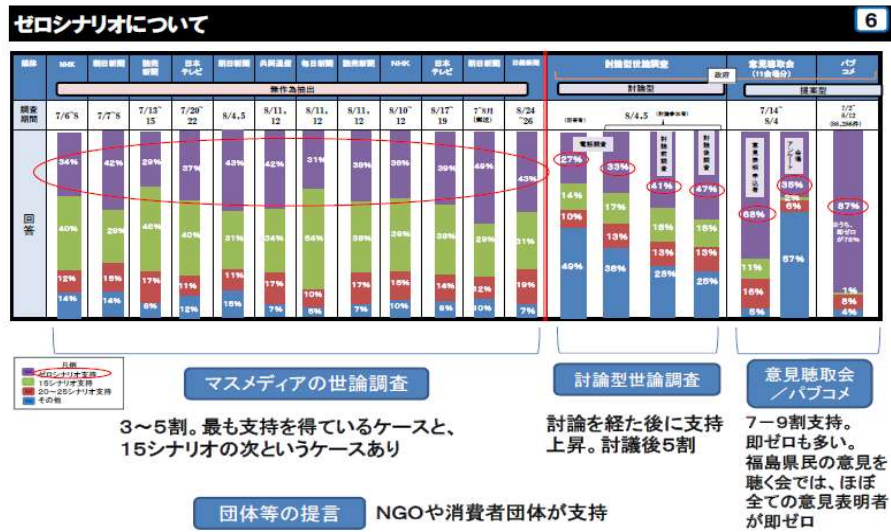
エネルギー基本計画は、2002年に制定されたエネルギー政策基本法第12条の規定に基づき、政府が策定するエネルギー需給の方針を示す計画である。少なくとも3年ごとに検討を加えることとなっており、2003年10月に第1次計画、2007年3月に第2次計画、2010年6月に第3次計画、2014年4月に第4次計画が策定されている。原子力政策、気候変動政策、核燃料政策など関連する政策も含めて、エネルギー関連政策のベースとして影響を与えている。2010年の第3次計画では、原子力発電を推進し2030年までに14基以上を新增設することが書き込まれていた。

## エネルギー基本計画の見直し—これまでの議論

2011年、震災・原発事故を受けて、エネルギー政策を見直すこととなり、2011年から2012年にかけて、政府内および経済産業省審議会で、議論が行われた。その中で、国民的議論や国民各層との対話による「国民合意の形成」が重点の一つとして掲げられたことは大きい。当時の審議会「基本問題委員会」の委員構成も、環境団体などのメンバーや政府のエネルギー政策に批判的な専門家も参加していた。

2012年夏には、「エネルギー・環境に関する選択肢」として、ゼロシナリオ（脱原発）、15シナリオ（原発15%維持）、20-25シナリオ（同20-25%維持）の3つが掲げられ、2か月にわたり、各地での意見交換会など多様な手法による議論が展開された。その結果を受け、「大きな方向性として、少なくとも過半の国民は原発に依存しない社会の実現を望んでいる」と取りまとめられた。

これを受け、2012年9月に「2030年代には原発をゼロにする」ことを含む「エネルギー・環境戦略」が策定された。本来であれば、これに基づいてエネルギー基本計画が改訂される予定だったが、それを待たずして衆議院解散、総選挙、政権交代が起こった。



2012年夏の「国民的議論」結果の一部。マスメディアによる世論調査、討論型世論調査、意見聴取会、パブコメの結果を総合して判断された。

## 現行エネルギー基本計画の問題点

2012年12月に発足した安倍政権は、発足後すぐに、原発をゼロにする方針は非現実的であるとして「白紙から見直す」と表明した。2013年3月に新たな審議会が発足したが、そのメンバーは2011～2012年の時とは異なり、震災前とほぼ同じ顔ぶれ、構成であった。市民意見を取り入れるプロセスについても、2010年計画の際には全国10か所での「意見聴取会」も開催されたが、2014年はほぼパブリックコメントのみであった。

2014年4月に閣議決定された第4次計画は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた見直しとして、「原発依存度の低減」を謳いながらも、原発事故がなかったかのような推進方針である。

基本的視点として、「安定供給（エネルギー安全保障）」、「経済効率性」、「環境への適合」及び「安全性」確認するという「3E+S」の方針が示される。各電源の組み合わせが必要であるとし、原子力と石炭火力を「重要なベースロード電源」と位置付けている。全体として原子力・石炭推進であり、国際的動向とは全く逆行するものである。

原発については、原子力規制委員会によって厳しい安全基準に適合すると認められた場合には、再稼働する方針を明示した。プルサーマルなどの核燃料サイクルも推進である。この計画をもとに決定された2015年の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では、2030年に原発を全電源の20～22%活用するとされている。

## 2017年の見直しはどうか

3年がたち、2017年度にはエネルギー基本計画の見直し議論が行われる見込みである。電力業界は、エネルギーミックスの実現のために原発の新增設・リプレースを明確化することを焦点としている。しかし、現実には、2014年度は原発稼働ゼロ、2015～2016年度も1～2基の稼働にとどまっている。再稼働申請を出している原発は42基中25基、そのうち再稼働認可を取得しているのは8基のみである。

すでに多数の専門家や国会議員などからも指摘されており、電力業界でも認識されているが、「2030年に原子力を20%に」というのは、ほぼ実現不可能な数値である。今後これをどう見直すか、また石炭火力をどうするか。今回の見直し議論で注目される。審議会の設置やそのメンバー構成、市民参加の機会など、そのプロセスに対し働きかけることも必要だ。市民参加の機会を開くことで、決定に少なからず影響があるだろうことは、ドイツや北欧諸国の決定でも、また日本でも2012年の「国民的議論」で示されている。

### FoE Japan の取り組み～エネルギー政策に市民の声を

e シフトをはじめ、原発事故以降に培われたネットワークを活用し、パブコメなどを通じてエネルギー政策に市民の声を届けるためのアクションを準備しています。2012年の「国民的議論」の際には、自主的な意見聴取会も開催。

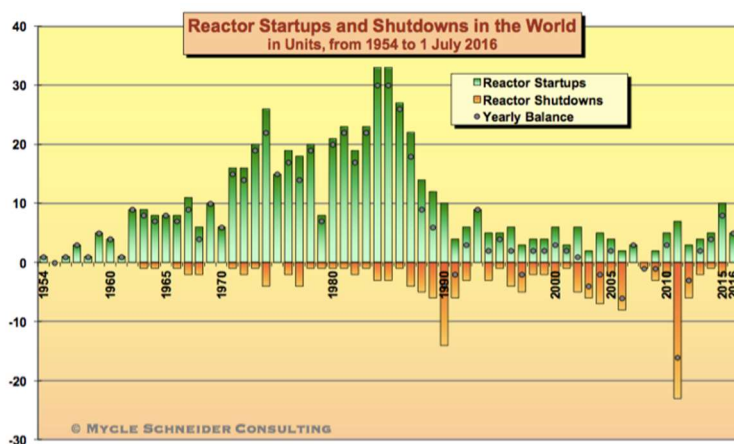
今後も、環境団体や脱原発団体、消費者団体などと連携し、抜本的なシステム・チェンジと市民参加の最大限の確保に向けて働きかけていきます。

## 国際的な脱原発の流れと日本の原発輸出

### 世界で進む脱原発の流れ

かつて原発ルネサンスと呼ばれた時代はすでに過去のものとなった。特に東京電力福島第一原発事故以降、決定的になったと言ってもいいだろう。現在各国で計画中・建設中の原発で、膨れ上がる材料価格の高騰や追加の安全対策対応などにより大幅な遅れを見せているものも少なくない。

世界には現在、台湾含む32カ国に約450基の原発が存在する。これらの原発の平均稼働年数は29年で、80年代に建設されたものが多いことがわかる。日本は福島原発事故を受け、原発の運転期間を原則40年と定めたが、原発の運転寿命は国により異なる。



Sources: IAEA-PRIS, MSC, 2016

アメリカも原則40年運転だが、ほとんどの原発で20年延長が認められている。しかし延

長許可を得たにもかかわらず、コストや安全性を理由に廃炉を決定する原発（ディアブロキャニオン原発やバーモント州ヤンキー原発など）も相次いでいる。これまでに閉鎖された世界の原発の寿命が平均25年であることも鑑みると、世界の原発の基数は今後さらに減少していくとみられる<sup>15</sup>。

ヨーロッパでは、オーストリアやイタリアのように国民投票で原発を禁止した国、ドイツのように政策決定している国がある。

もっとも原発市場が活発と言われているのがアジア地域であるが、計画の遅延や撤回、脱原発などさまざまな動きがある。2016年11月、ベトナムが原発計画を白紙撤回し、2017年1月には台湾が脱原発法を可決した。

インドネシアは原発計画を凍結中で、早くても2050年までは計画を進めないとしている。タイもマレーシアも原発計画を延期している。シンガポールは2012年に原発を選択肢から外した。アジアでは特にロシアが原発を売り込もうとしているが、インドに対して以外、うまくいっているようには見えない。バングラディッシュでの原発建設も数年の遅延を経て2017年に建設開始予定となっている<sup>16</sup>。

<sup>15</sup> Mycle Schneider et al. The world nuclear industry status report 2016

<sup>16</sup> 詳しくはファクトシート「アジアの原発事情」を参照のこと

[http://www.foejapan.org/energy/export/pdf/Factsheet\\_Nukes\\_Asia.pdf](http://www.foejapan.org/energy/export/pdf/Factsheet_Nukes_Asia.pdf)



## 日本の原発輸出の現状と問題点

そういった世界の流れにもかかわらず、日本は未だに国策として原発輸出を推進している。小泉内閣の2005年の原子力政策大綱を受けて、翌2006年にまとめられた原子力立国計画では、それまで国内が中心であった日本の原発産業が国際的な市場で原発推進に扇動的な役割を果たすことが強調されている<sup>17</sup>。民主党政権下においても原発産業をパッケージ型インフラ海外展開の重点分野として位置付け、2010年6月に当時の菅首相がベトナム訪問しトップセールスを行った。2016年に改定されたインフラシステム輸出戦略の中でも、原発は低炭素技術として位置付けられている。2016年には長年締結交渉が続けられてきたインドとの原子力協定が署名され、国会での審議を待つ段階となっている。こちらでも安倍首相によるトップセールスが行われた。

そもそもリスクだらけの原発を輸出することが問題であるが、福島の子被害者の救済もままならぬまま原発輸出を進める日本の姿勢には批判の声が高い。さらに、インドへの原発輸出においては、締結交渉の段階で、核不拡散条約に加盟せず核保有するインドとの協定締結に被爆者などからも強い反対の声が上がっていた。

また、原発輸出に対して公的資金をつかった融資などのサポートを行うことが想定されている。これに対して、従来から政府による「安全確認」が形式的に行われてきたが、福島原発事故後は、原子力安全保安院が廃止されたこともあり、ペンディングとなってきた。2015年に閣議決定された「原子力施設主要紙機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」は、相手国が原子力発電を運用する上で国際条約を締結しているかどうかなどをイエス・ノー方式で調査するもので、とても実質的な安全確認はできない<sup>18</sup>。

### 日印原子力協定の問題点

2016年11月、日印首脳間で日印原子力協定が署名された。

核不拡散条約（NPT）にも包括的核実験禁止条約（CTBT）にも加盟していないインドとの協定は日本の「非核政策」と矛盾し、世界の核不拡散体制を揺るがしかねない。

インドが核実験をした際の協定の中止についても、日印原子力協定に明記されているわけではなく、同時に調印された「公文」の中にきわめてわかりづらい形で盛り込まれているにすぎない。しかも、ベトナムやヨルダン、トルコに対しては原則両国が同意しない限りはできないとした再処理も認めてしまっている。核実験以外の軍拡競争の歯止めはない。

インドでは市民による反対運動が警察などにより暴力的に弾圧されているが、それでも各地で、原発建設に対する必死の抵抗運動が生じている。

<sup>17</sup> 中野洋一『世界の原発産業と日本の原発輸出』（2015）

<sup>18</sup> 詳しくは『JBIC/NEXIによる原発指針に関するNGO提言書』

[http://www.foejapan.org/energy/export/pdf/NGO\\_proposal\\_JBIC\\_NEXI.pdf](http://www.foejapan.org/energy/export/pdf/NGO_proposal_JBIC_NEXI.pdf)

## 世界は再生可能エネルギーへシフト

かつて原発は低炭素エネルギーとして気候変動対策に位置付けられていたがその時代も終わった。コスト高、使用済み燃料の処理問題、健康問題などを抱える原発は、人道的でも持続可能でもない。気候変動対策の国際的な枠組みである京都議定書で定められたクリーン開発メカニズムは、先進国が途上国に温室効果ガス排出量削減もしくは吸収量を増加する事業を実施した場合、削減できた排出量の一定量を自国の排出削減分とできる制度であるが、原発は支援対象に認められていない。また、OECD 公的輸出信用アレンジメント（輸出国側の紳士協定）の中でも ODA での原発支援を認めていない。つまり、世界では原発は国際協力とも、気候変動対策とも認められていない。



### ベトナムが原発から撤退したわけ

ベトナムは日本とロシアが原発輸出を計画していた原発建設計画の白紙撤回した。2016年11月10日から国会で審議され、22日、9割の国会議員の賛成で、正式決定された。撤退の理由としては、①原発の発電単価があがり、他の電源との競争力がないことが明らかになったこと、②電力需要の伸びが下方修正され、原発を必要としなくなったこと、③ベトナムの対外債務の深刻化、④核廃棄物の処理問題——が挙げられた。

①については、原発建設費用は当初見積もられていた1兆円から2.8兆円以上に上昇したこと、発電単価が計画当初約4.9セント/kWhであったのが、8セント/kWhにまで上昇などが指摘されている。



ベトナム・原発建設計画予定地の近くにて

### FoE Japan の取り組み～税金の流れ、公的融資をウォッチ

原発輸出に関しては、①原発輸出に関する税金の使い方、国際協力銀行（JBIC）・日本貿易保険（NEXI）による公的融資・付保の監視、②輸出先の市民社会との連携、③調査・情報発信、④国会議員への情報提供などを行っています。

ベトナムに関しては、2011年に現地調査を実施。2016年にも現地を訪問して、原発政策に関してベトナムの国会議員や市民団体と意見交換を行いました。

インド、トルコなどへについても現地の市民団体と情報交換を行いながら、取り組んでいます。

さらに、ベトナムやトルコにおける原発建設計画の事前調査めぐり、日本原電への不透明な税金の流し方についていち早く問題提起。JBIC/NEXI の主催する原発輸出に関する指針の意見交換会に継続的に出席し、情報開示のみならず安全確認についても厳しい指針を設けるべきという立場から発言しています。

## 2016 年度主な出来事と FoE Japan の活動

青字…主な出来事 黒字…FoE Japan の活動

### 2016 年 4 月 1 日 電力小売り完全自由化に

- 1 日 渋谷ハチ公前で、「再エネを選ぼう！ 電力会社を変えよう！」街宣
- 9 日 京都で電力自由化シンポジウム開催
- 14 日 **熊本地震発生**
- 16 日 8000 ベクレル/kg 以下の除染土の公共事業利用に反対する署名開始
- 18 日 新潟の市民とともに、柏崎刈羽CM中止を求め東京電力に申し入れ
- 20 日 **高浜原発 1・2 号機の設置変更許可申請を、原子力規制委員会が許可**
- 21 日 みやぎ生協で電力自由化勉強会
- 25 日 高浜 1、2 号機と川内原発に関する政府交渉（原力規制を監視する市民の会等との共催）
- 26 日 集会「チェルノブイリ原発事故から 30 年～被害解明と救済の道筋を見つめる」
- 29 日～5 月 1 日、3 日～5 日 福島ぽかぽかプロジェクト in 猪苗代 GW
- 5 月 2 日 8000 ベクレル/kg 以下の除染土の公共事業利用に関する政府交渉
- 11 日 **再処理等拠出金法成立**
- 12 日 東京ガスに再エネ・石炭火力について申し入れ
- 25 日 避難者の住宅支援継続を求め、新宿西口で街宣
- 26-27 日 **G7 首脳会談 伊勢志摩サミット**
- 27 日 「原発事故被害の実態直視して！」伊勢志摩サミットへの FoE 声明
- 28 日 生活クラブ生協群馬で講演「原発事故被害者のいま」
- 6 月 4 日 「守ろう、避難の権利 住宅支援打ち切りを許さない！」板橋集会
- 6 日 南相馬・避難 20 ミリシーベルト撤回訴訟第 4 回口頭弁論期日・報告集会
- 7 日 避難者による東京都との交渉に参加
- 8 日 8,000 ベクレル/kg 以下除染土再利用方針の撤回を求め、環境省と交渉
- 13 日 老朽炉運転延長をめぐる勉強会
- 20 日 **原子力規制委員会、高浜原発 1・2 号機の 40 年超え運転期間延長認可**
- 20 日 高浜 1・2 号機運転延長認可に抗議、アクションと声明
- 29 日 集会：老朽原発を廃炉に！（原子力規制を監視する市民の会などとの共催）
- 7 月 4 日 原発事故避難者への住宅支援に関して東京都宛て要望書
- 9 日 「原発事故被害者の救済を求める全国運動」関西集会
- 12 日 「避難の協同センター」設立記者会見&集会
- 12 日 **福島県・南相馬小高地区避難指示解除に**
- 13 日 豊島区の勉強会で講演「電力自由化ー自然エネルギーの電気を選ぶには？」
- 14 日 袖ヶ浦石炭火力発電計画について千葉市にて勉強会
- 19 日 **東京都自主的避難向け都営住宅の優先枠について発表**
- 20 日 「3 1 1 甲状腺がん子ども基金」設立総会
- 23 日 フジロックフェスティバル、AVALON ステージに参加、パワーシフト訴え
- 28 日 原発地震動の過小評価をめくり、規制庁に要請書提出
- 8 月 12 日 **伊方原発 3 号機再稼働**
- 12 日 伊方原発再稼働に関する共同声明発表
- 19 日 自治体議員向け研究集会で原発被害者の現状について報告
- 26 日 パワーシフト・キャンペーン運営委員会、電力会社意見交換会
- 9 月 3 日 静岡県藤枝市で電力自由化勉強会
- 7 日 宮城県・石巻にて電力自由化勉強会（みやぎ生協）
- 17 日 「3・11 甲状腺がん子ども基金」設立集会
- 17-19 日 福島ぽかぽかプロジェクト 猪苗代
- 21 日 **経済産業省、東電委員会、貫徹委員会設置**
- 21 日 **もんじゅ廃止の方針決定**
- 21 日 声明：「原発コスト安」は嘘だったー国民への負担転嫁ではなく、原発政策の転換を



- 22日 「避難の協同センター」避難者交流会@立川  
 24日 福島ぼかぼかプロジェクト ドイツ訪問報告会開催（福島県福島市）  
 28日 南相馬・避難 20 ミリシーベルト撤回訴訟第 5 回口頭弁論期日  
 10月3日 集会と政府交渉「8000 ベクレル/kg 以下の除染土の再利用」方針の撤回を  
 4-10日 越・国会議員向け原発に関する国際ワークショップ参加／原発予定地調査  
 5日 イベント「パワーシフトーエネルギー民主主義宣言」開催  
 18日 東京ガスと環境 NGO とで会合  
 26日 原発事故被害者の救済を求める全国運動 署名提出集会  
 29-30日 エネフェスせたがやにパワーシフト・キャンペーン出展
- 11月11日 日印原子力協定締結**  
 11日 日印原子力協定反対アピール&声明発表  
 12日 核廃棄物に関する意見交換会 in 宮城・栗原で講演  
**22日 ベトナム原発計画撤回を決定**  
 23日 ベトナム原発計画撤回を受けて、緊急声明発出  
 24日 「廃炉費用などを託送料金で回収」に関する新電力アンケート結果発表
- 12月1日 日印原子力協定に関して、外務省との会合  
 6日 原発事故避難者の住宅問題に関して、東京都と交渉（避難の協同センター）  
**9日 福島第 1 原発の廃炉や賠償などの費用総額が 21 兆 5000 億円に**  
 9日 声明「事故処理・賠償費用の託送料金への上乗せに反対」発表  
 14日 廃炉・賠償・除染費用の託送料上乗せに関して経産省ヒアリング  
 17-18日 飯館村、浪江町、南相馬市の視察および意見交換（原子力市民委員会）  
 23日 声明：日本政府による日立・東芝の英国原発事業への巨額資金支援に反対  
**27日 福島県県民健康調査委員会 甲状腺がん・疑いの子どもたち合計 183 人に**  
 27日 3・11 甲状腺がん子ども基金記者会見  
**27日 東芝、米国の原子力発電事業で巨額損失を発表**
- 2017 年  
 1月6日 貫徹委員会中間とりまとめに関する経産省ヒアリング開催  
 11日 女性自治体議員向けに、避難者の住宅問題についてレク  
**11日 台湾が脱原発法を可決**  
 19日 南相馬・避難 20 ミリシーベルト撤回訴訟第 6 回口頭弁論／報告会  
 27日 住宅打ち切りをめぐり自治体議員と作戦会議  
 29日 静岡県浜松市でパワーシフト勉強会  
 31日 セミナー「どこへ行く、原発輸出？」開催
- 2月2日 パワーシフト：全国会議、電力会社意見交換会・交流会開催  
 2-3日 富岡町からの避難者からのヒアリングおよび視察（原子力市民委員会）  
 20日 原発事故避難者の住宅問題に関する政府交渉（避難の協同センターほか）  
 ※このほか、全国各地で、電力自由化に関する勉強会などを開催・講演

## 福島の今とエネルギーの未来 2016-2017

2017 年 3 月 10 日

国際環境 NGO FoE Japan（認定 NPO 法人）

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986 <http://www.foejapan.org/>

FoE Japan の活動はみなさまのご寄付によって支えられています。あたたかいご支援をよろしくお願いたします。

郵便振替口：00130-2-68026 口座名：FoE Japan

通信欄に「脱原発への寄付」とご明記の上、ご住所・ご氏名をお忘れなくご記入ください。